

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が達成すべき業務運営 に関する目標（中長期目標）の変更について

令和5年12月13日
文 部 科 学 省

1. 量子未来産業創出戦略の策定に伴う変更

○量子科学技術研究開発機構（QST）が量子技術基盤拠点に指定

【本文：P1, 3, 4、評価軸等：P1】

QSTは、令和5年4月14日に決定された「量子未来産業創出戦略」において、「量子機能創製拠点」の機能に加え、量子マテリアルやこれを活用した量子計測・センシング等を産業界が利用・試験・評価できる環境の整備・提供や、産業界に対する利用支援・技術支援を行う「量子技術基盤拠点」として指定された。

同戦略において追加・更新された内容を、本文及び評価軸に反映する。

2. フュージョンエネルギー・イノベーション戦略の策定に伴う変更

○国家戦略策定に伴う表現の変更

【本文：P2, 6, 7、評価軸等：P3】

令和5年4月14日に「フュージョンエネルギー・イノベーション戦略」が決定されたことに伴い、必要な修正を行う。

3. 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部改正に伴う変更

○3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu に関する業務の追加等

【本文：P9, 10、評価軸等：P5, 6】

令和5年5月25日に成立した特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第38号）により、QSTが設置する3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu の共用を促進し、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、NanoTerasu を特定先端大型研究施設に追加するとともに、NanoTerasu の設置者である QST に NanoTerasu の共用部分を研究者等の共用に供する業務等を行わせることとされた。

同法により新たに追加された業務に関連する目標について、本文及び評価軸等に反映する。